

総基料第161号
平成21年8月6日

西日本電信電話株式会社
代表取締役社長 大竹 伸一 殿

総務省総合通信基盤局長
桜井 伸一

ＮＧＮのＩＰｖ６インターネット接続に係る接続約款の変更について
講すべき措置について（要請）

「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（ＮＧＮのＩＰｖ６インターネット接続に係る接続約款の措置）」（平成21年5月26日諮問第3013号）に関し、別紙のとおり情報通信行政・郵政行政審議会より答申（平成21年8月6日情郵審第79号）がなされたことを踏まえ、下記の事項について、貴社において適切な措置を講じられたい。

記

1. トンネル方式の提供開始時期がネイティブ方式の提供開始時期より遅れることのないように努めること。
2. トンネル方式に係る利用者負担の軽減等に資する取組を積極的に行うように努めること。
3. トンネル方式において、ＩＳＰ事業者の負担を軽減する観点から、一の網終端装置でＩＰｖ４接続とＩＰｖ６接続の双方が可能となるような方策について検討すること。
4. 今後の技術の進展状況等を踏まえつつ、ネイティブ接続事業者の最大数をで

きる限り増加できるように検討を行うこと。

5. ネイティブ接続申込事業者への選定結果の通知に先立ち、選定結果及び当該選定が今回の申請案に規定する選定基準に基づき行われた旨を示す書類を総務省に報告すること。
6. 関係事業者からの具体的な要望等を踏まえ、過度の経済的負担等が生じない場合は、ネイティブ接続に係る相互接続点の増設に向けて取り組むこと。
7. ネイティブ方式における網内折返し通信に関し、違法有害情報等への対応について、ネイティブ接続事業者等と連携しながら、適時適切に対応を行うよう努めること。
8. ネイティブ接続事業者から、自らDNSサーバを設置したいとの要望が寄せられた場合は、その実現に向けて積極的に対応を行うこと。
9. 今後も、利害関係者であるISP事業者の理解が得られるように必要な情報を積極的に開示するとともに、システム開発等に係る事業者間協議が円滑に行われるよう努めること。

以上

(別 紙)

「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可

(NGNのIPv6インターネット接続に係る接続約款の措置)について」
情報通信行政・郵政行政審議会答申(平成21年8月6日情郵審第79号(抄))

平成21年5月26日付け諮問第3013号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT東西」という。)の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可については、諮問のとおり認可することが適當と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりであり、総務省においては、以下の措置が講じられることを要望する。(括弧内は別添において対応する当審議会の考え方)
 - ・NTT東西に対し、トンネル方式の提供開始時期がネイティブ方式の提供開始時期より遅れることのないように努めることを要請すること。(考え方5)
 - ・NTT東西に対し、トンネル方式に係る利用者負担の軽減等に資する取組を積極的に行うように努めることを要請すること。(考え方11)
 - ・NTT東西に対し、トンネル方式において、ISP事業者の負担を軽減する観点から、一の網終端装置でIPv4接続とIPv6接続の双方が可能となるような方策について検討することを要請すること。(考え方12)
 - ・NTT東西に対し、今後の技術の進展状況等を踏まえつつ、ネイティブ接続事業者の最大数をできる限り増加できるように検討を行うことを要請すること。(考え方17)
 - ・NTT東西に対し、ネイティブ接続申込事業者への選定結果の通知に先立ち、選定結果及び当該選定が今回の申請案に規定する選定基準に基づき行われた旨を示す書類を総務省に報告することを要請すること。また、総務省においては、当該報告に基

づき、選定過程の公正性・適正性の検証を行うこと。(考え方19)

・NTT東西に対し、関係事業者からの具体的な要望等を踏まえ、過度の経済的負担等が生じない場合は、ネイティブ接続に係る相互接続点の増設に向けて取り組むことを要請すること。(考え方24)

・総務省において、ISP事業者の公正な競争環境下における事業展開を担保するためには、電気通信事業法の規定及び接続約款におけるネイティブ接続事業者の責務規定が適正に運用される必要があることにかんがみ、事業者間の競争環境等を注視しつつ、適時適切な対応を行うこと。(考え方25)

・NTT東西に対し、ネイティブ方式における網内折返し通信に関し、違法有害情報等への対応について、ネイティブ接続事業者等と連携しながら、適時適切に対応を行うように努めることを要請すること。(考え方27)

・NTT東西に対し、ネイティブ接続事業者から、自らDNSサーバを設置したいとの要望が寄せられた場合は、その実現に向けて積極的に対応を行うことを要請すること。(考え方37)

・ネイティブ接続事業者に対し、ネイティブ接続事業者同士が合併等を行い、従来異なる事業者に帰属していたIPアドレスブロックが実質的に収斂することになる場合は、当該ネイティブ接続事業者は、総務省に対しその旨を速やかに報告するとともに、IPアドレスブロックを一つに集約するように取り組むことを要請すること。また、総務省においては、当該取組状況を注視しつつ、必要に応じ適切な対応を行うこと。(考え方39)

・総務省において、NTT東西の子会社等がネイティブ接続事業者として選定された場合には、事業者間の競争環境等について十分に注視し、電気通信事業法等の規定及び接続約款におけるネイティブ接続事業者の責務規定に違反するおそれがある場合には、迅速かつ厳正な対応を行うこと。(考え方40)

・NTT東西に対し、今後も、利害関係者であるISP事業者の理解が得られるように必要な情報を積極的に開示するとともに、システム開発等に係る事業者間協議が円滑に行われるよう努めることを要請すること。(考え方54)